

保育所入所申し込みの受付を開始します
1月5日(木)～24日(火)

平成24年度の町内保育所への入所申し込みの受付を開始します。なお、現在入所している児童についても入所の手続きが必要が必要です。

保育所(4力所)

大方くじら保育所・大方中央保育所・南部保育所・佐賀保育所
入所期間
平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

入所基準

入所できるのは、原則として次の①から⑤のいずれかに該当し、家庭で保育できない児童です。

- ①就労による場合
親が家の外で働いているか、または家の中で家事以外の労働をしている。
- ②出産・病人の介護など
親が、出産、病气、または病人の介護をしている。
- ③親がいない家庭
- ④家が災害を受け、その復旧を必要とする家庭
- ⑤その他の理由(求職中など)

提出書類

●保育所入所申込書

●源泉徴収票または所得税納付等証明書(入所児童の同一世帯で平成23年中に所得税を納められている場合)

●雇用証明書、民生委員の証明書など(その他の理由により家庭で保育できない場合)

受付期間

1月5日(木)～24日(火)

申込書の交付・受付窓口

各保育所または本庁健康福祉課
福祉係・佐賀支所地域住民課
総合窓口第2係

*広域入所(四万十市・宿毛市・四万十町)を希望される方も手続きしてください。
●受付期間を過ぎても申し込みを受け付けますが、そのときの状況により希望する保育所に入所できない場合があります。

申・問

本庁健康福祉課福祉係
☎ 43-2116(直通)
佐賀支所地域住民課
総合窓口第2係
☎ 55-3112(直通)

確定申告相談会のご案内

公的年金などを受給されている方や、所得税の還付を受けたい方を対象に、確定申告書の記載や作成方法の相談会を開催します。

2月16日(木)からの申告期間中は、税務署や税務課窓口が大変混雑しますので、ぜひこの機会をご利用ください。

◆大方地域

日時 1月26日(木)・27日(金)

午前9時30分～11時
午後1時～4時
場所 保健福祉センター
2階大ホール

◆佐賀地域

日時 2月8日(水)

午前9時～11時30分
午後1時～4時
場所 佐賀支所 1階 町民室

◆当日お持ちいただくもの

- ①昨年の相談会で申告をした方は、申告時にお渡しした「重要書類在中」の封筒
- ②公的年金などの源泉徴収票、公的年金以外の収入のある方はその所得の計算に必要なもの(給与所得の源泉徴収票など)

③国民健康保険税の支払額のお知らせ書類、国民年金・国民年金基金の控除証明書

④生命保険料、地震保険料の控除証明書

⑤医療費控除の申告をされる方は、平成23年中に支払った医療費の領収書(事前に集計をしておいでください。)

⑥印鑑、筆記用具、計算用具、還付金振込口座の通帳など

なお、「所得税の確定申告の手引き」や昨年の申告書控などを参考にして、ご自分で申告書の作成ができる方は、郵送により提出していただくようお願いいたします。

また、確定申告は、国税電子申告・納税システム(通称e-Tax)による提出もできますので、積極的なご利用をお願いします。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご利用ください。

問 本庁 税務課 住民税係

☎ 43-2816(直通)
佐賀支所地域住民課
総合窓口第1係
☎ 55-3113(直通)